

## 「須磨海岸を守り育てる条例」の一部改正（案）の概要

### 1. 趣旨

須磨海岸は、市民の皆様が愛着を持ち、安全に安心して利用することができる海岸にすることを目的として、平成20年に「須磨海岸を守り育てる条例」を施行しました。また、条例施行後も、実情に合わせて適正な管理に必要な事項や迷惑行為を禁止する事項を追加する等の条例改正を行ってまいりました。

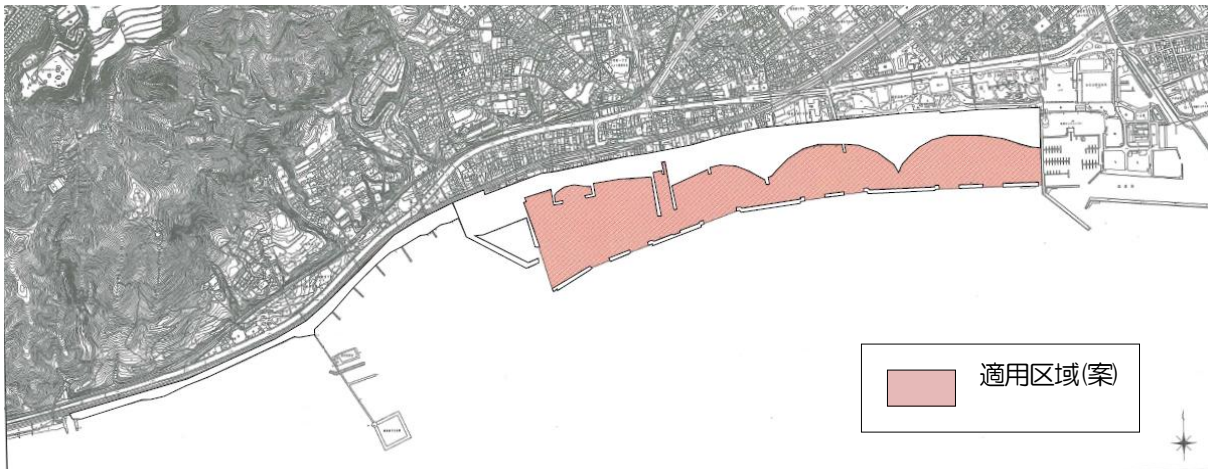
これまでの健全化の取り組みにより一定の成果が感じられるようになり、四季を通じて利用者が増えてまいりましたが、一方で、水上オートバイやプレジャーボート等による波打ち際の利用者への危険な事案の発生が懸念され、苦情も寄せられています。

このような実情を踏まえ、今後も須磨海岸を適正に管理し、健全化を図っていくため、条例の一部を改正しようとするものです。

### 2. 改正（案）の概要

須磨海岸内の一部区域において、海岸の適正な利用を図るため、航行禁止区域を設定し、水上オートバイやプレジャーボート等による事故等の防止を図ります。

#### 航行禁止区域（案）



### 3. 施行予定

令和4年5月1日